**交通部観光署**

**国外の訪台インセンティブ旅行推進に関する補助金交付要綱**

1. 交通部観光署（以下、本署）は、台湾をアジアにおける重要な旅行先と位置づけ、観光産業の発展を促進し、国外（中国大陸地区及び香港、マカオを含む）の訪台インセンティブ旅行推進を目的とし、ここに本要綱を定める。
2. 本要綱の給付対象は以下の通り。
   1. インセンティブ旅行を主催する国外に登記されている企業或いは法人。
   2. 国外の企業或いは法人組織に訪台インセンティブ旅行の催行を委託されている海外旅行目的地の管理会社、旅行業者、或いは国内の旅行業者。
3. 本要綱で使用する用語は以下のように定義する。
   1. インセンティブ旅行：国外の企業或いは法人が職員に対して、営業業績或いは会社目標の達成を奨励するために、職員或いは関係者を台湾へのインセンティブ旅行に招待する方式。
   2. インセンティブ旅行団体：台湾へのインセンティブ旅行に参加する外国籍の旅行客から成る団体。
   3. 準備段階：台湾へのインセンティブ旅行を催行するための手続き準備期間。
   4. 実施段階：インセンティブ旅行団体が台湾を訪問した期間。
4. 補助金の項目及び原則は以下の通り。
5. 準備段階：
6. 訪台インセンティブ旅行実施の決定権を持つ国外居住者が台湾へ視察或いは調査のために訪れる際の、エコノミークラスの航空券代金及びスタンダード客室の宿泊料金に対する補助金。なお、宿泊先一室一泊につき5,000新台湾ドルを超えてはならない。本項に定める補助金は、20万新台湾ドルを上限とする。
7. 訪台インセンティブ旅行団体の人数は、日程が二泊三日の場合は500名以上、同じく三泊四日の場合は300名以上とし、一団体につき、一回の視察或いは調査のための訪台人員は2名を上限とする。なお、団体の人数が1,000名を超える場合は、団体の規模により視察或いは調査のための訪台人員及び助成金の上限を別途決定する。
8. 実施段階：
9. 訪台日程が二泊三日のインセンティブ旅行団体については、一団体の規模に応じ、以下の金額の範囲内で、文化的な演目或いは台湾の特色ある芸術文化公演の鑑賞、自治体が文書で推薦した地方の特色ある文化・歴史スポット見学或いは台湾訪問歓迎の横断幕に必要な補助金を給付する。
10. 30人以上、100人未満の場合、一団体につき2万新台湾ドルを補助する。
11. 100人から200人までの場合、一団体につき3万新台湾ドルを補助する。
12. 201人から300人までの場合、一団体につき6万新台湾ドルを補助する。
13. 301人から400人までの場合、一団体につき8万新台湾ドルを補助する。
14. 401人から800人までの場合、一団体につき12万新台湾ドルを補助する。
15. 801人以上の場合、一団体につき15万新台湾ドルを補助する。
16. 訪台日程が三泊四日以上のインセンティブ旅行団体については、同一年度内の訪台旅行者の累計人数に応じ、以下のように補助金を給付する。
17. 30人から300人までの場合、旅行者一人につき400新台湾ドルを補助する。
18. 301人から1,000人までの場合、旅行者一人につき600新台湾ドルを補助する。
19. 1,001人以上の場合、旅行者一人につき800新台湾ドルを補助する。
20. 同一企業或いは法人が二年連続して三泊四日以上の日程で台湾へのインセンティブ旅行を組む場合、二年目一年間の訪台旅行者の累計人数に応じ、以下のように補助金を給付する。
21. 30人から300人までの場合、旅行者一人につき600新台湾ドルを補助する。
22. 301人から1,000人までの場合、旅行者一人につき800新台湾ドルを補助する。
23. 1,001人以上の場合、旅行者一人につき1,000新台湾ドルを補助する。
24. 前二項の補助金の使用用途は、インセンティブ旅行団体の台湾訪問歓迎の横断幕、文化的な演目の鑑賞、地方の特色ある文化・歴史スポット見学、宿泊、飲食、スポット見学のためのチケット、イベント会場のレンタル、国内旅行業者の接待に必要な経費に限る。
25. 三泊四日以上の日程で台湾を訪れるインセンティブ旅行団体のうち、シンガポール、マレーシア、タイ、フィリピン、インドネシア、ブルネイ、ベトナム、ラオス、ミャンマー、カンボジア、インド、ブータン、オーストラリア、ニュージーランドに拠点のある企業或いは法人については、別途以下のように定める。
26. 30人以上のインセンティブ旅行団体の場合、当該国からの訪台歓迎会の経費として、旅行者一人につき400新台湾ドルを補助する。
27. 200人以上のインセンティブ旅行団体の場合、当該国からの訪台歓迎会の経費のほか、自治体が文書で推薦した地方の特色ある文化・歴史スポットを見学する場合、別途以下のように補助金を給付する。
    1. 200人から300人までの場合、一団体につき8万新台湾ドルを補助する。
    2. 301人から400人までの場合、一団体につき10万新台湾ドルを補助する。
    3. 401人以上の場合、一団体につき12万新台湾ドルを補助する。
28. 本署はインセンティブ旅行団体が台湾を訪問するにあたり、事前に行政による協力を行い、台湾観光宣伝資料及び記念品を提供する。
29. 本補助金は、本署が提供するその他の補助或いはプロモーション案などと重複して申請することはできない。
30. 申請および審査の手順は以下の通り。
    * 1. 給付を受けようとする者が補助金申請表（添付一）に必要事項を記入し本署に申請するものとし、給付対象が二つ以上の場合、いずれか一つが申請するよう調整するものとする。国外の企業或いは法人が申請する場合、本署の海外事務所がまず審査を行い、申請条件を満たしている場合は、本署で審査を行うものとする。国内の旅行業者に申請を委託する場合、本署が審査を行うものとする。
      2. 助成金受給対象が公務員利益相反防止法第2条および第3条に定める公務員またはその関係者に相当する場合、同法第14条第2項に定める公務員およびその関係者の身分関係申告表および誓約書を提出しなければならない。
      3. 準備段階：給付対象はインセンティブ旅行視察案件の内容（視察人員の人数、行程、経費などの資料）、予定しているインセンティブ旅行団体に関する内容（インセンティブ旅行団体が所属する企業或いは法人の会社案内、登記簿謄本などの証明文書、団体の予定人数などの資料）を提出し、国外の視察人員が台湾を訪問する15日前までに申請するものとする。
      4. 実施段階：給付対象はインセンティブ旅行案件の内容（インセンティブ旅行団体が所属する企業或いは法人の会社案内、登記簿謄本などの証明文書、団体の予定人数、行程の詳細、訪台の際の経費の保証金に関する証明書、予算などの資料）を提出し、インセンティブ旅行団体が台湾を訪問する15日前までに申請するものとする。
      5. 同じ案件で2つ以上の機関に補助金を申請する場合、すべての経費をリストアップし、各機関に給付金の項目と金額を申請するものとする。隠匿や虚偽の申告があった場合、当該案件は無効とし、給付された給付金は返還するものとする。
31. 本要綱に定める補助金の給付に必要な経費は本署の観光発展基金に組み込まれた予算から給付されるものとし、申請した順に留保されるものとする。なお、当年度の予算額に達した場合、本署は申請受理の終了を告知するものとする。
32. 給付金の受領申請と給付の手順については以下の通りとする。
    1. 準備段階
33. 給付の対象者は、視察人員が台湾を出国して1月以内に受領申請表（添付二）に必要事項を記入し本署に給付金の受領申請を行うものとする。
34. 給付の対象者は、実施段階の行程企画書、視察人員の訪台を証明する資料（人員リスト、視察中の写真、支払い領収証或いはその他の支払い項目と金額が明記された証明文書）、国外企業或いは法人、国内外の旅行目的地の管理会社或いは旅行会社の名前が記載された補助金を受領するための領収書を本署の海外事務所に提出し審査を受けた上、本署で再審査を受けるか、本署で審査を受け、条件に符合すると認められた場合、給付するものとする。
    1. 実施段階
35. 給付の対象者は、インセンティブ旅行団体が台湾を出国して1月以内に本署に給付金の受領申請を行うものとする。
36. 訪台の日程が三泊四日以上のインセンティブ旅行団体が一団体ごとに申請する場合、当該団体の実際の訪台人数を基準とし、給付金額を計算し、同一年度の最後の団体が受領申請する際に、一年間の累計人数により、全年の給付金額を計算するものとする。訪台の日程が二泊三日のインセンティブ旅行団体の場合、当該団体の実際の訪台人数を基準とし、給付金額を計算するものとする。
37. 台湾旅行を証明する資料（団体旅行者リスト、行程表、旅行中の写真、給付金に相当する支払い領収証或いはその他の支払い項目と金額が明記された証明文書）、総額が記載されたすべての実際の支出リスト、国外企業或いは法人、国内外の旅行目的地の管理会社或いは旅行会社の名前が記載された補助金を受領するための領収書を本署の海外事務所に提出し審査を受けた上、本署で審査を受け、条件に符合すると認められた場合、給付するものとする。
    1. 本署の海外事務所経由で企業或いは法人が申請した案件は、直接国外の企業或いは法人が提供した銀行口座に送金するものとし、本署が給付する給付金は当該新台湾ドルの金額を当日の台湾銀行のTTSレートで現地通貨に換算するものとする。ただし、通貨は台湾銀行が取り扱っているものに限る。
38. 給付対象者が第五項或いは第七項に定める期限内に申請を行わなかった場合、申請は受理されないものとする。また、申請書類に不備があり、本署が期限を定めて再提出をもとめたにも関わらず、期限内に再提出を行わなかった場合も、申請は受理されないものとする。
39. 給付対象者が虚偽の申請、またはインセンティブ旅行団体の人数、台湾旅行の日程を水増し申請した場合、当該補助金を返還するものとし、本署は向こう一年間の補助金申請対象者から除外するものとする。